

名古屋市国民健康保険指南（2017年版）

I 有关国民健康保険

1 什么是国民皆健康保険制度

在日本，所有人都需要加入一定的公共的医疗保险，并承担相应的保险费，当生病时，只需支付一部分医疗费（原则为 30%），就可安心在医疗机关接受治疗的体制。

名古屋市国民健康保険のてびき（2017年版）

I 国民健康保険について

1 国民皆保険制度とは

日本国では、すべての方が何らかの公的な医療保険に加入し、保険料を負担していただくことで、病気にかかったときには、だれもが医療費の一部負担金（原則 3 割）を支払うことで安心して医療機関に受診できるしくみになっています。



2 加入国民健康保険

日本法律规定,加入国民健康保険不是任意,而是强制,是一种义务。

满足以下全部要求的外国人,需要在您所居住区的区役所の保険年金課或支所の区民福祉課办理加入国民健康保険の手续。

①在名古屋市进行市民登记申请的(拥有3个月以上在留期间的在留资格)。

※没有进行住民登记申请的(3个月以下的在留期间),在留资格为「表演活动」・「技能实习」・「家属滞留」・「公务」・「特定活动」的任意一种,据资料显示,也包括被认定为滞留时间超过3个月的情况。

②持有短期滞在以外的合法在留资格。

③未加入工作单位的健康保険等(不包括旅行保険及外国的医疗保险等)。

④未受到生活保护。

另外,在留资格为“特定活动”的人中,以接受医务治疗为目的的人、以照顾病人的日常生活为目的的人,以及以观光、疗养等为目的的人,即使进行了住民登记申请,也不能加入国民健康保険。在留资格为“特定活动”的人员,在办理加入手续时,请带好记载有活动内容的“指定书”。

2 国民健康保険の加入

日本の法律で加入は任意ではなく、加入は強制であり、義務となっています。

次の項目にすべて当てはまる外国人の方は、お住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課で国民健康保険の加入手続きを行ってください。

①名古屋市に住民登録(3か月を超えた在留期間での在留資格)をしている。

※住民登録のない場合(3か月以下の在留期間)でも、在留資格が「興行」・「技能実習」・「家族滞在」・「公用」・「特定活動」のいずれかで、資料により3か月を超えて滞在すると認められる場合も含む。

②短期滞在以外の適法な在留資格を保有している。

③職場の健康保険等(旅行保険や外国の医療保険などは含まない。)に加入していない。

④生活保護を受けていない。

なお、在留資格が「特定活動」の方のうち、医療を受ける活動、または、その方の日常生活上の世話をする活動、および、観光、保養等を目的とする活動と指定された方は、住民登録がある場合でも国民健康保険に加入することはできません。在留資格が「特定活動」の方が加入手続きを行う際には、その活動内容を示す「指定書」をお持ちください。

3 国民健康保険在 14 日之内办理

从搬入名古屋市内之日起 14 日之内, 向所居住区的区役所保険年金課或支所区民福祉課提交申请。如申请手续延误, 保险证只能从申报日起使用, 但是, 还将要求您进行保险费的追溯缴纳。

另外, 当住址、在留资格、在留期间、以及姓名等发生变更时, 不仅要向入国管理局, 也要向您所居住地区的区役所保険年金課或支所区民福祉課提交申请, 办理变更手续。

向市外(国外)转出时, 或加入了工作单位的健康保险时, 请向所居住区的区役所保険年金課或支所区民福祉課提交中止国民健康保险的申請。

3 国民健康保険の加入手続きは 14 日以内に

名古屋市内に転入した日から 14 日以内にお住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へ加入の届出をしてください。手続きが遅れますと、保険証は届出の日からしか使えないうえ、保険料はさかのぼって納めなければいけません。

また、住所、在留資格、在留期間、及び、氏名などに変更がある場合には、入国管理局だけでなくお住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へも届出をしてください。

なお、市外(国外)へ転出するときや職場の健康保険に加入した場合には、お住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へ国民健康保険をやめる届出をしてください。

II 保険支付の内容

1 保険証・医療費の自费

在医疗机构接受诊治时，请您出示保险证。出示保险证后，医疗费用百分之七十将由国民健康保险给付，在医疗机构窗口处只需付医疗费费的百分之三十。

每一个人都有一个单独的保险证，保险证所记载的人员以外不可使用。另外，将保险证借予他人或向他人借保险证，都将受到法律的惩罚。请您一定保管好自己的保险证。

另外，对于 70 岁以上者，除保险证外还会另外发行高龄领取者证，需要时与保险证一同出示，可以享受高龄领取者证上记载的负担比例（自费负担百分之十至百分之三十）。

交付给儿童医疗证（中学为止的儿童为对象），与保险证一同出示，则无须自己负担。

住院接受提供的伙食时，作为标准负担额，1 次需要 260 日元。（但是，凡市民税为非课税及免除的家庭，如果申请，可以享受减额。）

II 保険給付の内容

1 保険証・医療費の自己負担

医療機関に受診する際には、保険証を提示してください。保険証を提示することで、医療費の 7 割が国民健康保険から給付されるため、医療機関の窓口で支払う自己負担は医療費の 3 割となります。

保険証は個人ごとに発行され、保険証に記載された方以外は使用することができません。また、保険証を他人に貸したり他人から借りたりすると、法律により罰せられます。保険証は大切に管理してください。

なお、70 歳以上の方には、保険証に加えて高齢受給者証も発行され、保険証と一緒に提示することで高齢受給者証に記載された割合（1 割～3 割）の自己負担となります。

また、子ども医療証が交付されている方（中学生までのお子さんが対象）は、保険証と一緒に提示することで自己負担がかかりません。

入院して食事の提供を受けたときは、標準負担額として 1 回 260 円が必要となります。（ただし、市民税が非課税の世帯は申請すれば減額されます。）

2 高額医疗费

如果在医院的支付金额很高的话，超过规定金额的部分，将作为高额疗养费支付。如果符合条件的话，将于接受诊疗月的2~3个月后用明信片通知。

3 分娩育儿一次性补助金及丧葬费

分娩时，作为分娩育儿一次性补助金可支付40.4万日元（加入产科医疗补偿制度的分娩机关分娩时是42万日元），死亡时，作为丧葬费可支付5万日元。

4 海外疗养费

海外旅行及临时回国时，发生紧急情况不得已的情况下，在国外医院接受治疗时，符合一定条件的费用，在提出申请后可作为海外医疗费支付。

但是，作为事先预约好的就诊，或不适用日本保险范围的治疗，不能作为海外疗养费的支付对象。

2 高額療養費

病院での支払金額が高額になった場合、一定額を超える額については、高額療養費として支給します。該当する場合には、診療を受けた月の2~3か月後にはがきでお知らせします。

3 出産育児一時金・葬祭費

出産したときには、出産育児一時金として40.4万円（産科医療補償制度加入の分娩機関での出産の場合は42万円）が、死亡したときには葬祭費として5万円が支給されます。

4 海外療養費

海外旅行や一時帰国の際に、緊急やむを得ず、外国の病院で治療等を受けた場合、申請して要件に該当する費用については海外療養費として支給されます。

ただし、あらかじめ予定されていた受診の場合や日本で保険適用されていない治療などは海外療養費の対象とはなりません。

III 保险费

1 保险费的计算方法（2017年4月～2018年3月的年度保险费金额）

①医疗部分 所有人	=	平均分配额 40,065 日元×加入人数	+	所得分配额 基础所得额※×0.0765 ※加入者全员的基础所得额的合计
--------------	---	-------------------------	---	---

（医疗部分最高限度额为年 54 万日元。）

②支援金部分 所有人	=	平均分配额 13,061 日元×加入人数	+	所得分配额 基础所得额※×0.0243 ※加入者全员的基础所得额的合计
---------------	---	-------------------------	---	---

（支援金部分最高限度额为年 19 万日元。）

③护理部分 40 岁至 64 岁者	=	平均分配额 15,310 日元×40 岁至 64 岁加入人数	+	所得分配额 基础所得额※×0.0223 ※40 岁至 64 岁加入者全员的基础所得额的合计
----------------------	---	-----------------------------------	---	---

（护理部分最高限度额为年 16 万日元。）

国民健康保险费	=	①医疗部分	+	②支援金部分	+	③护理部分
---------	---	-------	---	--------	---	-------

※计算所得分配额时用的基础所得额是按照下述方法计算出个人的，一个家庭的话是全员的总和。

基础所得额	=	2016 年中的所得	-	33 万日元	-	独自扣除额
-------	---	------------	---	--------	---	-------

所得包含依照租税条约免除住民税的所得。

※合计下表的①～③的金额作为「独自扣除额」扣除。

区分		扣除额
①	有需要抚的 家庭成员时	非残疾人控除对象的扶养家族 需要抚养的家庭成员每人 33 万日元
②	家庭成员时	残疾人控除对象的扶养家族 需要抚养的家庭成员每人 86 万日元
③	申告残疾人扣除(本人分)或寡妇(夫)扣除时	92 万日元

Ⅲ 保険料

1 保険料の計算方法（2016年4月～2017年3月の年間保険料額）

①医療分 すべての方	=	均等割額 40,065円×加入者数	+	所得割額 基礎となる所得額※×0.0765 ※加入者全員の基礎となる所得額を合算
---------------	---	----------------------	---	--

（医療分は年間54万円が最高限度額です。）

②支援金分 すべての方	=	均等割額 13,061円×加入者数	+	所得割額 基礎となる所得額※×0.0243 ※加入者全員の基礎となる所得額を合算
----------------	---	----------------------	---	--

（支援金分は年間19万円が最高限度額です。）

③介護分 40～64歳の方	=	均等割額 15,310円×40～64歳の加入者数	+	所得割額 基礎となる所得額※×0.0223 ※40～64歳の加入者全員の基礎となる所得額を合算
------------------	---	-----------------------------	---	---

（介護分は年間16万円が最高限度額です。）

国民健康保険料	=	①医療分	+	②支援金分	+	③介護分
---------	---	------	---	-------	---	------

※所得割額に用いる「基礎となる所得額」は個人ごとに次のように算出し、世帯で合算したものです。

基礎となる所得額	=	2016年中の所得	-	33万円	-	独自控除額
----------	---	-----------	---	------	---	-------

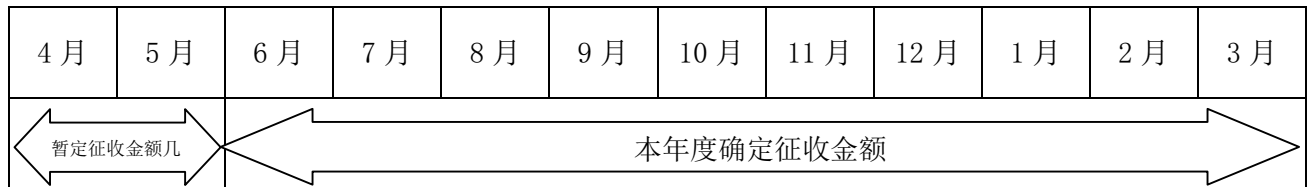
所得には租税条約により住民税の免除を受けている所得も含めます。

次の表の①～③を合算した金額を「独自控除額」として差し引きます。

区分		差し引く額
①	扶養家族が 障害者控除の対象でない扶養家族	扶養家族1人につき33万円
②	いる場合 障害者控除の対象である扶養家族	扶養家族1人につき86万円
③	障害者控除（本人分）・寡婦（夫）控除を申告している場合	92万円

2 保险费の确定

年度保险费金额会在6月确定，并通过缴纳通知书来通知（本年度确定征收金额）。另外，4月与5月的保险费金额会按照“前年度每月平均保险费金额”征收（暂定征收金额）。



4月・5月的每月保险费金额：前年度每月平均保险金额

6月～3月的每月保险费金额：年度保险费金额中减去4月与5月后金额的1/10

3 伴随年度中的变动进行的保险费调整

年度中途加入或退出时，保险费以月为单位计算。

2 保険料の決定

年間の保険料額は6月に決定し、納入通知書でお知らせします。（本算定）また、4月と5月の保険料額は、「前年度のひと月あたりの平均保険料額」を納付していただきます。（暂定賦課）



4月・5月の各月の保険料額：前年度のひと月あたりの平均保険料額

6月～3月の各月の保険料額：年間保険料額から4月と5月の金額を差し引いた金額の1/10

3 年度途中の異動に伴う保険料の調整

年度途中に加入または脱退した場合には、保険料は月単位で計算します。

4 保险费的减额

2016 年中の所得在一定金額以下時、如下所示保险费将被减额。未进行所得申报者, 请办理所得申报。

2016 年中家庭所得※1	被减额金額
33 万日元以下時	家庭平均分配額的 70%
33 万日元+(27 万日元×加入人数※2) 以下時	家庭平均分配額的 50%
33 万日元+(49 万日元×加入人数※2) 以下時	家庭平均分配額的 20%

※1 作为减额判定对象的所得，也包含转入后期高齢者医疗制度者的所得金額

※2 转入后期高齢者医疗制度者，也算作加入者人数中。

4 保険料の減額

2016 年中の所得が一定金額以下のときは、次のように保険料が減額されます。所得の申告が済んでいない方は所得の申告をしてください。

2016 年中の世帯の所得 ※1	減額される額
33 万円以下のとき	世帯の均等割額の 7 割
33 万円+(27 万円×加入者数 ※2) 以下のとき	世帯の均等割額の 5 割
33 万円+(49 万円×加入者数 ※2) 以下のとき	世帯の均等割額の 2 割

※1 後期高齢者医療制度へ移行された方の所得も、減額判定の対象となる所得に含めます。

※2 後期高齢者医療制度へ移行された方も、加入者数に含めます。

5 保険費の減免

所得突然大幅度減少時、(2016 年の所得 1000 万円以下の家庭、今年の預計所得が 264 万円以下、且 2016 年の所得の 8/10 以下減少の家庭)或由于灾害导致房屋受损等情况,根据申请可能会减免部分保险费。

另外,上述情况外的,2016 年所得金额在一定以下的情况,也有可能获得减免。

获得减免时需要提供一些必要文件,请您事先向所居住区的区役所年金课或支所区民福祉课咨询。

6 以失业者为对象的保险费轻减制度

因公司状况等原因失业接受雇佣保险的失业给付金的人,有可能得到保险费的轻减。请持雇佣保险者证在所居住区的区役所保险年金课或支所的区民福祉课提交申请。

5 保険料の減免

所得が急激に減少した場合(2016 年中の所得が 1,000 万円以下の世帯で、今年の見込所得が 264 万円以下、かつ、2016 年中の所得の 8/10 以下に減少した世帯)、あるいは災害により家屋に被害がでた場合などは、申請により保険料の一部が減免されることがあります。

なお、それ以外にも 2016 年中の所得が一定以下の場合などにも減免を受けられる場合があります。

また、減免を受ける際には必要な書類もありますので、あらかじめお住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へご相談ください。

6 失業者の方を対象とした保険料軽減制度

会社都合等の理由で失業して雇用保険の失業給付を受けている方は、保険料の軽減を受けられる場合があります。雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、お住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へお届けください。

7 来日本后有关保险费的注意点

来日的第1年, 由于前1年在日本的劳动收入为0日元, 所以, 平均分配额的70%被减额。但是, 从第2年以后, 单身家庭在前1年的业余劳动等的工资收入超过98万日元(所得为33万日元)时, 就不再可以享受平均分配额的70%减额的待遇, 保险费会增高。

在留期间的第2年以后保险费也为最低额(家庭平均分配额的70%被减额), 必须满足下列所有条件。

(单身家庭时)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 前1年中在日本的工资收入为98万日元以下。② 已办理所得申报。 |
|--|

7 日本に入学したときの保険料に関する注意点

始めて日本に入学した1年目は、前年に日本で稼いだ収入が0円のため、均等割額の7割が減額されますが、2年目以降は1人世帯で前年のアルバイトなど給与収入が98万円(所得が33万円)を超えれば均等割額の7割の減額が受けられないため、保険料が高くなります。

在留期間が2年目以降も保険料が最低額となる(世帯の均等割額の7割が減額される)ためには、以下の条件をすべて満たす必要があります。(1人世帯の場合)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 日本での前年中の給与収入が98万円以下である。② 所得の申告をしている。 |
|---|

8 保険費の支払方法

保険費每个月从账户转账交纳

转账日为每月的 26 日。(如 26 日是金融机关的休息日时, 则转账日为下一个营业日。)

账户转账的申请, 在区役所或支所的窗口使用简易支付 (Pay-easy) 账户转账受理服务会很方便。

(所谓简易支付 (Pay-easy) 账户转账受理服务是指, 仅限本人的银行现金卡进行账户转账申请制度。)

如果您没有现金卡, 或您使用的银行不提供简易支付 (Pay-easy) 账户转账受理服务时, 请持存折印章和可以确认您账户号码的东西 (如存折等), 请向所居住地区的区役所保险年金课 (收纳担当) 办理。

另外, 在您利用账户转账之前的那段时间, 将会向您邮寄保险缴费单。

※可以使用简易支付 (Pay-easy) 账户转账受理服务的银行

爱知银行、大垣共立银行、京都银行、十六银行、第三银行、中京银行、名古屋银行、百五银行、三重银行、みずほ银行、三井住友银行、三菱东京 UFJ 银行、ゆうちょ银行 (包括邮局)、りそなの各银行、东海劳动金库、各信用金库 (仅限本市收纳代理金融机关)

8 保険料の支払方法

保険料は、毎月口座振替により納付していただきます。

振替日は毎月 26 日です。(26 日が金融機関の休業日の場合は、次の営業日になります。)

口座振替の登録は区役所または支所の窓口でペイジー口座振替受付サービスを利用いただくと便利です。(ペイジー口座振替受付サービスとは、ご本人のキャッシュカードのみで口座振替の登録ができる制度です。)

キャッシュカードをお持ちでないときやペイジー口座振替受付サービスが利用できない銀行のときは通帳印と口座番号が確認できるもの (預金通帳など) をお住まいの区の区役所保険年金課 (収納担当) にお持ちください。

なお、口座振替が始まるまでの間は、納付書をお送りします。

※ペイジー口座振替受付サービスが利用できる銀行

愛知、大垣共立、京都、十六、第三、中京、名古屋、百五、三重、みずほ、三井住友、三菱東京 UFJ、ゆうちょ (郵便局を含む)、りそなの各銀行
東海労働金庫、各信用金庫 (本市収納代理金融機関のみ)

9 对未交纳家庭采取的措施

如在指定期限前不能交纳保险费时,按照地方税的滞纳处分的例子来说,为了强制收缴,会到工作单位调查工资状况等进行财产调查,并执行财产强制扣押。

另外,作为代替保险证的资格证明书,被交付的全部医疗费将由自己负担。

并且,即使接受这样的处分,还是有交纳保险费的义务。

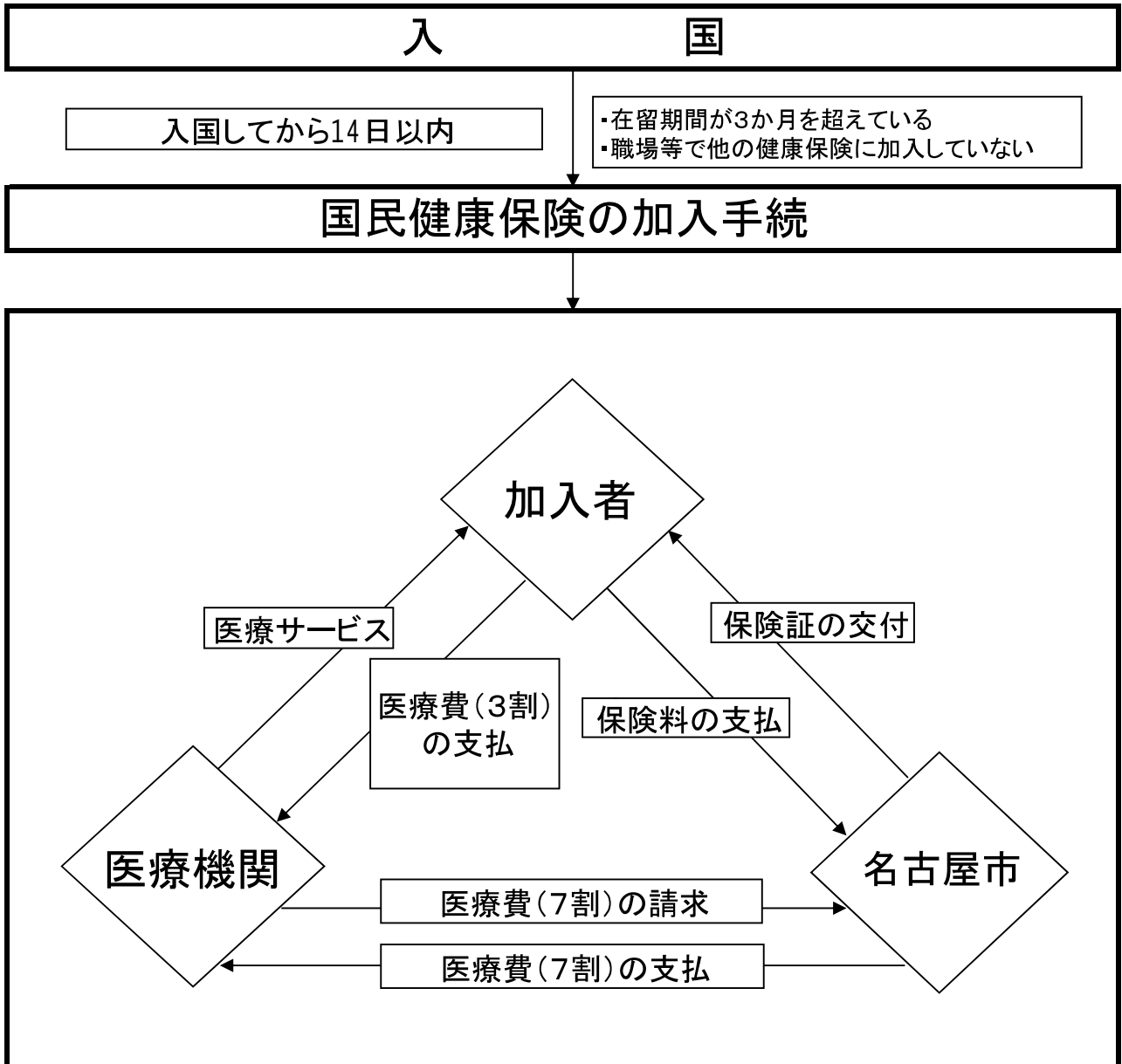
9 未納世帯に対する措置

指定期限までに保険料をお支払いいただけない場合は、地方税の滞納処分の例によって、差押えのために勤務先への給与調査等の財産調査が行われ、財産の差押えを受けることになります。

また、保険証のかわりに資格証明書が交付され医療費が全額自己負担となります。

なお、このような措置を受けても保険料の支払義務はなくなりません。

国民健康保険のしくみ



向所居住区的区役所年金课保险担当或支所区民福祉课保险担当咨询

お問い合わせは、お住まいの区の区役所保険年金課保険係・支所区民福祉課保険係へ

区役所・支所 区役所・支所	电话号码 電話番号	区役所・支所 区役所・支所	电话号码 電話番号
千种区役所 保险年金课保险担当 千種区役所保険年金課保険係	052-753-1904	中川区役所 保险年金课保险担当 中川区役所保険年金課保険係	052-363-4346
东区役所 保险年金课保险担当 東区役所保険年金課保険係	052-934-1143	中川区役所富田支所 区民福祉课保险担当 中川区役所富田支所区民福祉課保険係	052-301-8143
北区役所 保险年金课保险担当 北区役所保険年金課保険係	052-917-6455	港区役所 保险年金课保险担当 港区役所保険年金課保険係	052-654-9644
北区役所楠支所 区民福祉课保险担当 北区役所楠支所区民福祉課保険係	052-901-2262	港区役所南阳支所 区民福祉课保险担当 港区役所南陽支所区民福祉課保険係	052-301-8154
西区役所 保险年金课保险担当 西区役所保険年金課保険係	052-523-4544	南区役所 保险年金课保险担当 南区役所保険年金課保険係	052-823-9343
西区役所山田支所 区民福祉课保险担当 西区役所山田支所区民福祉課保険係	052-501-4935	守山区役所 保险年金课保险担当 守山区役所保険年金課保険係	052-796-4544
中村区役所 保险年金课保险担当 中村区役所保険年金課保険係	052-453-5345	守山区役所志段味支所 区民福祉课保险担当 守山区役所志段味支所区民福祉課保険係	052-736-2257
中区役所 保险年金课保险担当 中区役所保険年金課保険係	052-265-2243	绿区役所 保险年金课保险担当 緑区役所保険年金課保険係	052-625-3944
昭和区役所 保险年金课保险担当 昭和区役所保険年金課保険係	052-735-3844	绿区役所德重支所 区民福祉课保险担当 緑区役所德重支所区民福祉課保険係	052-875-2206
瑞穂区役所 保险年金课保险担当 瑞穂区役所保険年金課保険係	052-852-9332	名东区役所 保险年金课保险担当 名東区役所保険年金課保険係	052-778-3053
热田区役所 保险年金课保险担当 熱田区役所保険年金課保険係	052-683-9484	天白区役所 保险年金课保险担当 天白区役所保険年金課保険係	052-807-3843